

■景観形成基準等の解説

景観保全のためのメインテーマ：「天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観保全」

○天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、天橋立を中心とした大景域の景観保全を図る
 ○天橋立と一体的に眺望される象徴的な俯瞰景観は、地域住民や来訪者から親しまれていることや天橋立との歴史的なつながりなどから、俯瞰される市街地景観の保全を図る

ゾーン別景観形成方針

検討区域	市街地ゾーン		幹線道路沿道ゾーン		眺望景観沿道ゾーン	俯瞰景観重点ゾーン	自然景観保全ゾーン	解説等補足
検討区域	基本は、天橋立を中心とした周囲の山の稜線により設定。 北側は海域、南側は用途地域界で区分							
景観構成に関する地域特性	天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園等		沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路沿道の、来訪者が最初に目にするまちの景観		天橋立公園内から対岸の沿岸域へ眺望景観が得られるまちなみと山並み、また、来訪者が最初に天橋立を眺望するエリア	天橋立とその近傍のまちなみが一体的に俯瞰される天橋立周辺を代表する象徴的な景観を構成	山並みと海域が織りなす豊かな自然景観を有し、天橋立の眺望景観の背景をなす重要な構成要素	
ゾーン別景観形成方針	天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、市街地におけるまちなみと主たる景観の構成要素である山並みに対して配慮した景観形成		天橋立へのアプローチに相応しい景観形成を誘導し、幹線道路沿道から天橋立への眺望保全と沿道のまちなみ景観との調和に配慮した景観形成		左記に加えて、沿道から天橋立への眺望、及び、天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成	主要な視点場から天橋立と一体となって見える俯瞰景観を保全するために、眼下のまちなみと天橋立との調和に配慮した景観形成	天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに対して配慮した景観形成	「主要な視点場」とは ・天橋立を俯瞰する展望施設等で、山の頂や中腹等に位置する代表的な視点場。傘松公園や天橋立ビューランド、大内峠一字観公園、雪舟観など ・大内峠、雪舟観等については、天橋立までの距離が遠く見え方が違うため、今後段階的に重点ゾーンについて検討することとする。
ゾーン設定	他のゾーンを除く区域		良好な沿道景観の形成のために、主要な幹線道路沿道を対象		天橋立から眺望景観の維持・保全を目的とする、天橋立から概ね2kmの範囲の沿岸域	府中地区－傘松公園から天橋立を一望できる範囲（天橋立を中心とした100度の範囲） 文珠地区－天橋立ビューランドから天橋立を一望できる範囲（天橋立を中心とした100度の範囲）	「天橋立」－天橋立公園 「海 域」－宮津湾及び阿蘇海 「山並み」－地域森林計画で規定された民有林及び国有林（用途地域の設定された区域を除く）	「概ね2kmの範囲」の考え方 ・景観の表情、形態等が認識できる限界は概ね2kmとされている。 「100度の範囲」の考え方 ・人が静止した状態で、ものの形や色の識別ができる水平視野角の範囲が概ね100度とされている。

1.建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更

◇届出行為

届出行為	市街地ゾーン		幹線道路沿道ゾーン		俯瞰景観重点ゾーン	自然景観保全ゾーン	基準等の解説
			眺望景観沿道ゾーン				
届出行為	届出の対象となる行為		届出の対象となる行為		届出の対象となる行為		○4階建て以上の建築物 ・計画区域内は、2・3階建ての建物が大半。 ・4階建て以上の建物は38件（平成5年～平成17年；以下同じ） ・4階建て以上の建物は中低層のまちなみのなかで、突出して見える。 ・よって、景観誘導する大規模建築物として4階建て以上の建築物を対象とする。 ○高さ12m以上の建築物 ・計画区域は、低層の建築物を中心とする地域であり、都市計画法の第1種低層住居専用地域で最大限許容される12m以上の物件は影響が大きいと考えられる。 ・他府県では、13m（12/21）が大半。12mは府県では事例なし。 ・実態では、4階建建築物のうち（11件）、高さ13m未満の件数も3件（12m以上13m未満）みられ、実態として高さ13m未満の建築物もあることから、高さ12m以上の建築物を届出対象とする。 ○延べ床面積1,000㎡以上の建築物 ・他府県では、最も多い基準（11/21） ・確認申請データにおける4階建建築物における延べ床面積は、1,000㎡以上の件数が多い。 ・3階建て建築物においても1,000㎡以上の建物が存在している（11件）。
	行為の種類		対象となる行為		行為の種類		
	建築物の新築、改築又は移転		次のいずれかの行為 ・4階建て以上の建築物 ・高さ12m以上の建築物 ・延べ床面積1,000㎡以上の建築物		当該行為に係る部分の床面積が10㎡以上のもの		
建築物の増築		増築後の建築物が上記のいずれかに該当する行為 （既存部分については、景観形成基準の指導対象とする）		建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		変更に係る部分の面積が10㎡以上のもの	
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		上記のいずれかに該当する建築物の変更に係る部分の面積が10㎡以上の行為					

■景観形成基準

		市街地ゾーン	幹線道路沿道ゾーン	眺望景観沿道ゾーン	俯瞰景観重点ゾーン	自然景観保全ゾーン	基準等の解説
位置・配置			<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する壁面位置等を揃えるなど、沿道景観の連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立からの眺望及び沿道から天橋立への眺望を阻害しないように、海面や道路面に向けて大きな壁面を見せない等、建築物の向きを工夫した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する壁面位置等を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないように、海面に向けて大きな壁面を見せない等、建築物の向きを工夫した配置とする。 	
規模		<ul style="list-style-type: none"> 壁面が単調な大規模建築物は、分棟、分節化などにより、ボリューム感を低減するよう配慮する。 山裾に建築する場合は、建物が前面に大きく見えないよう、建物の向きや配置等の工夫により小さく見せるよう配慮する。また、建物前面の緑地配置や山裾法面の緑化等により、背景となる山並みとの調和に配慮する。 建築物の高さについては、天橋立から眺めた場合、山の稜線（スカイライン）を分断しないよう配慮する。 			<ul style="list-style-type: none"> 左記に加えて、俯瞰されるまち並みの連続性に配慮する。 	【市街地ゾーン等と同じ】	
意匠	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根を基本とする。ただし、勾配のある軒庇も可とする 	<ul style="list-style-type: none"> 和瓦の勾配屋根を基本とする。 屋根勾配や向き、軒庇の高さや出幅を揃え、まち並みの連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根を基本とする。ただし、勾配のある軒庇も可とする。 		
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観となるよう努める。 			<ul style="list-style-type: none"> 塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観とし、背景の山並みとの調和に配慮する。 		
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備、屋外階段、バルコニー等は建築物本体と調和した外観とし、背景の山並みや周辺景観等との調和に配慮する。 幹線道路や天橋立から建物付帯設備が直接見えないよう設置位置等を工夫し、眺望景観に配慮する。 					
材料		<ul style="list-style-type: none"> 質感の高い自然素材を使用するなど、地域の環境と調和した材料を選択するよう努める。 金属やガラスなど光沢性のある材料は、外壁に大きな面積で用いないよう努める。 					

		市街地ゾーン	幹線道路沿道ゾーン	眺望景観沿道ゾーン	俯瞰景観重点ゾーン	自然景観保全ゾーン	基準等の解説															
色彩	外壁	<p>・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。</p> <p>・建築物の基調となる外壁の色彩</p> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>無彩色</th> <td>N7~N5</td> </tr> </table> <p>※ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等や伝統的塗装等も含む)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <p>※俯瞰景観重点ゾーンにおける建築物の外壁については、まち並みの連続性に配慮した素材や色彩を用いるよう努める。</p>				色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5			<p>○周辺環境と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>●大規模建築物の外壁は、その大きさから眺望景観に対する影響度が大きく、背景の山並みや天橋立への眺望を阻害する要因になることから、山並みの緑や天橋立の松の葉や樹皮の色彩との調和に配慮した、落ち着いた色彩を基本とする。</p> <p>○色彩基準の考え方</p> <p>●地域に見られる大規模建築物の外壁は、明度が高い(白っぽい)色が大半を占めている(明度9.5~8程度)</p> <p>●大きな面積をもつ明度の高い人工的な壁面は、自然度の高い背景の山並みや天橋立の松の「緑」(5GY明度4~2)と対比して、際立って見えてしまうことから調和同調を基本とした色彩とする。</p> <p>●山並みや松の「緑」の他、地域の砂や土の色(10R~5Y明度8~5)との調和、にも配慮した色彩とする。</p> <p>●周辺の自然物の色彩との調和を基本とした場合、それらの色相、明度、彩度に近づけることを基本に、明度幅7~5(一部8~5)、彩度1以下(一部3以下)の範囲の基準とする。</p> <p>○外壁の見付面積の5分の1未満</p> <p>●建物壁面における基調色の配色構成として、その割合は一般的に約70%とされている。*1色彩検定テキスト(社団法人全国服飾教育者連合会発行)より</p> <p>●自然度の高いこの地域においては、基調色の度合いを高め、より調和に配慮するため、壁面の見付面積の5分の1をその対象とした。</p>
	色相	明度	色相	彩度																		
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下																			
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下																			
無彩色	N7~N5																					
屋根	<p>・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。</p> <p>・周辺環境と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>・全ての建築物の屋根は和瓦を基本とし、以下の色彩とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>10R~2.5Y</td> <td>4以下</td> <td>3以下</td> </tr> </table> <p>※その他の色相は不可。</p> <p>※ただし、和瓦の灰やいぶし銀色はこの限りではない。</p>	色相	明度	彩度	10R~2.5Y	4以下	3以下	【市街地ゾーン等と同じ】	<p>○屋根色彩基準の考え方</p> <p>●屋根を俯瞰した際に、隣接する天橋立等の自然景観との調和に配慮した色彩を基本とする。</p> <p>●従来のいぶし銀や灰色を基調とした単色の配色よりも、季節の移ろいを豊かに映し出し、まちのにぎやかさも感じさせるような色彩が望ましい。</p> <p>●隣接する自然景観に配慮した松の樹皮や砂の色に近い茶色系(10R~2.5Y)色彩といぶし銀等色彩の和瓦を基本とする。</p>													
色相	明度	彩度																				
10R~2.5Y	4以下	3以下																				
その他	植栽	<p>・地域の在来種を選定するなど、既存樹種、周辺環境との調和に配慮する。</p> <p>・周辺環境との調和に配慮した植栽を行なう。</p>				<p>・建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置し、背景の山並みや近隣の緑地等との調和に配慮する。</p>																
		<p>・天橋立からの眺めに配慮し、海側の建築敷地の境界付近に植栽を行う。</p>	<p>・天橋立からの眺めに配慮し、阿蘇海に面した敷地境界付近に植栽を行う。</p>	<p>・天橋立からの眺めに配慮し、海側の建築敷地の境界付近に緑地(残地森林や造成森林を含む)を配置し、背景の山並みの緑との調和を図る。</p>																		

2.工作物の新設、増設、移転、外観の変更又は色彩の変更

◇届出行為

工作物の種類	届出行為				基準等の解説
	市街地ゾーン	幹線道路沿道ゾーン 眺望景観沿道ゾーン	俯瞰景観重点ゾーン	自然景観保全ゾーン	
建築基準法対象工作物	・煙突	高さ12m以上のもの		高さ6m以上のもの	●高さ12mは大規模建築物の届出基準を引用。 ○高さ6mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
	・高架水槽等	高さ12m以上のもの		高さ8m以上のもの	●高さ12mは大規模建築物の届出基準を引用。 ○高さ8mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
	・昇降機、ウォーターシャウト等（コースター、メーリーゴラウンド、観覧車等の遊戯施設）	高さ12m以上のもの		高さ6m以上のもの	●煙突高さに準ずる。 ○建築基準法上は全て
	・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、その他これらに類する製造施設	高さ12m以上のもの		高さ6m以上のもの	●煙突高さに準ずる。 ○建築基準法上は全て
	・自動車車庫の用途に供する施設	高さ12m以上のもの		15㎡以上のもの	●高さ12mは大規模建築物の届出基準を引用。 ○俯瞰景観重点、自然景観保全ゾーンは建築物対象規模を引用。15㎡は建築基準法の取り扱いで定められている1台当たりの必要面積
	・穀物、飼料等の貯蔵施設	高さ12m以上のもの		高さ8m以上のもの	○高さ8mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
	・石油、ガス、液化石油ガス等の貯蔵施設	高さ12mを以上のもの		高さ8m以上のもの	○高さ8mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
	・汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設	高さ12m以上のもの		高さ6m以上のもの	●煙突高さに準ずる。 ○建築基準法上は全て
	・装飾塔等	高さ12m以上のもの		高さ4m以上のもの	●高さ12mは大規模建築物の届出基準を引用。 ○高さ4mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
	・広告塔		—		●屋外広告物規制で対応 ○建築基準法上の建築確認を要する高さ4m
・よう壁		—		○建築基準法上の建築確認を要する高さ2m	
・木柱、鉄柱、RC柱		—		○建築基準法上の建築確認を要する高さ1.5m	
・丘陵部に設けられるリフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの			●ケーブルカー等は、山の斜面に設置され、望見しやすいことから全てを対象とする。	
・高架道路その他これに類するもの		—			
・橋梁その他これに類するもの		—			
届出対象となる工作物の増設、外観の変更等については、建築物の場合に準じ、10m未満は届出対象から除外する。					

■景観形成基準

位置・形態	対象区域全域（右記のゾーンを除く）	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説														
	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮する。 ・隣接するまち並みの連続性に配慮する。 ・工作物本来の機能を損ねることない範囲で周辺景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮する。 ・工作物本来の機能を損ねることない範囲で周辺の既存森林等との調和に配慮する。 ・建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせるとともに、自然景観との調和に配慮する。 															
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・基調となる外観の色彩 <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>無彩色</th> <th>N7~ N5</th> </tr> </table> <p>※ただし、工作物等の外観（外壁）において着色していない木材等の材料によって上げられる部分の色彩または、工作物等の外観（外壁）の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~ N5		●考え方及び基準は、建築物色彩基準に準ずる
色相	明度	色相	彩度														
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下														
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下														
無彩色	N7~ N5																

3.開発行為

◇届出行為

	開発行為		基準等の解説
	対象区域全域（右記のゾーンを除く）	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	
届出行為	主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更等 3,000㎡以上の行為	主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更等 500㎡以上の行為	●3000㎡は都市計画区域内における開発許可対象面積 他府県では10/14 ●500㎡は、都市計画区域（府南部地域）における開発許可対象面積、かつ、100㎡の床面積（平屋）を有する建築物で、壁面線を敷地境界から5mセットバックした場合の一敷地の土地面積（20m×20m）を参考 ・のり面、擁壁の高さ5m、長さ10mなどの基準を設けている府県あり7/14

■景観形成基準

	対象区域全域（右記のゾーンを除く）	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説
位置・形態	・現況の地形を極力生かし、長大な法面やよう壁が生じないように配慮する。 ・法面やよう壁を設ける場合は、それらを分割する等工夫し、周囲に圧迫感を与えないようにするとともに、天橋立から容易に望見されないように配慮する。	・現況の地形を極力生かし、長大な法面やよう壁が生じないように配慮し、自然景観等との調和を図る。 ・法面やよう壁を設ける場合は、それらを分割する等工夫し、周囲に圧迫感を与えないようにするとともに、天橋立や主要な視点場から容易に望見されないように配慮する。	
素材	・よう壁には石材等の自然素材や同等の仕上げを施す等、周辺景観との調和に配慮する。		
緑化	・行為の結果生じた法面は、積極的に法面緑化を図る。 ・天橋立や周辺からの眺めに配慮し、開発区域外周に緑化を図る。 ・緑化の際には、地域の在来種を選定するなど、隣接する既存樹種との調和に考慮する。	・行為の結果生じた法面は、法面緑化を図る。 ・天橋立や周辺からの眺めに配慮し、開発区域外周及び、望見される区域界側に緑化の量を増やすなど、積極的な緑化を図るとともに、極力、既存森林の保全に努める。 ・緑化の際には、地域の在来種を選定するなど、隣接する既存樹種との調和に考慮する。	

4.土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

◇届出行為

	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		基準等の解説
	対象区域全域（右記のゾーンを除く）	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	
届出行為	3,000㎡以上の行為	500㎡以上の行為	「3. 開発行為」に同じ

■景観形成基準

	対象区域全域（右記のゾーンを除く）	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説
位置・形態	・採取採掘の場所が周囲から望見できないように、採取位置や方法等に配慮する。		
緑化	・行為の結果生じた法面は、積極的に法面緑化を図る。 ・行為を行なう場所や外周部においては、極力、既存森林の保全に努める。	・行為の結果生じた法面は、法面緑化を図る。 ・行為を行なう場所や外周部においては、極力、既存森林の保全に努める。 ・行為完了後は速やかに隣接する既存植生に配慮し、緑化復元に努める。	

5.木竹の伐採

◇届出行為

木竹の伐採（通常の維持管理を除く）		基準等の解説
届出行為	対象区域全域（右記のゾーンを除く）	
届出行為	3,000㎡以上の行為	「3. 開発行為」に同じ

■景観形成基準

対象区域全域（右記のゾーンを除く）		基準等の解説
緑化	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める。 ・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し、植生の連続性がなくならないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める。 ・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し、植生の連続性がなくならないよう努める。 ・行為完了後は速やかに隣接する既存植生に配慮し、緑化復元に努める。

6.屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

◇届出行為

屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積		基準等の解説
届出行為	対象区域全域（右記のゾーンを除く）	
届出行為	3,000㎡以上の行為	「3. 開発行為」に同じ

■景観形成基準

対象区域全域		基準等の解説
位置・形態	緑化	
位置・形態	・天橋立や主要な視点場及び沿道から 容易に望見できないように、位置、配置を工夫する	
緑化	・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し、 行為地外周を植栽等で遮蔽 するよう努める。	

7.水面の埋立て又は干拓

◇届出行為

水面の埋立て又は干拓		基準等の解説
届出行為	対象区域全域（右記のゾーンを除く）	
届出行為	3,000㎡以上の行為	「3. 開発行為」に同じ

■景観形成基準

対象区域全域		基準等の解説
位置・形態		
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできるだけ石材等の自然素材を用いること。 ・法面が生じる場合は、低木及び中高木植栽等の緑化措置を図ること。 	

8.特定照明

◇届出行為

対象区域全域		基準等の解説
届出行為		
届出行為	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件（屋外にあるものに限る。）の外観について照明（特定照明）を行なう行為 特定照明の新設、移設、改設 ・ 届出対象となる規模をもつ建築物及び工作物等に対する行為	<ul style="list-style-type: none"> ●特定照明を届出対象としている事例少ない ・大分市：建築物等の届出対象物を対象 ・石垣市：戸建て住宅以外、商業用駐車場等を対象

■景観形成基準

対象区域全域		基準等の解説
位置・形態		
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物をライトアップする場合は、照らす対象を絞り込み控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止する。 ・上方照射する場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮する。 ・サーチライト、レーザー光線等の投光器類は、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。 ・深夜（午後10時）以降は、野外における照明を最小限にとどめ、可能な限り消灯する。 	

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

<p>○文珠地区、府中地区の俯瞰景観重点ゾーンにおいては、主要な視点場から俯瞰された場合における天橋立とまちなみに調和した趣ある景観を保全するため、「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」などの設置を行わないよう努める。</p> <p>○眺望景観沿道ゾーンは、幹線道路から天橋立への眺望を得ることができる観光道路としても重要な地域であるとともに、天橋立から眺望される沿岸域と山並みへの豊かな眺望景観を保全するために、眺望を阻害する可能性の高い「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」などの設置を行わないよう努める。</p> <p>○天橋立や宮津湾、阿蘇海を周回する幹線道路沿道ゾーンにおける幹線道路の沿道においては、沿道のまち並みとの調和に考慮し、まち並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするとともに、非自己用の建植看板などの設置を行わないよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">基準等の解説</p>
--	---

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1.景観重要建造物の指定の方針

道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する建造物について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要建造物として指定する。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物 ・形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物 ・市民に親しまれ、愛されている建造物 	<p style="text-align: center;">基準等の解説</p>
--	---

2.景観重要樹木の指定の方針

道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する樹木について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要樹木として指定する。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史的・文化的な資産として価値がある樹木もしくは樹木群 ・樹高や樹形が地域のシンボリック存在であり、地域住民に親しまれている樹木もしくは樹木群 	<p style="text-align: center;">基準等の解説</p>
--	---

景観形成に重要な公共施設の整備に関する事項

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、港湾法による港湾等、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観形成に重要な公共施設とし、整備に関する事項を定める。

<p>○天橋立公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松林や砂浜の適正な維持管理 ・官民一体となった保全、育成や利活用による持続的な維持管理の取組み <p>○大手川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城下町の風情を残す護岸や親水空間整備（大手橋付近の下流域区間） ・安全快適に散策できる歩行者空間整備 <p>○国道178号、府中バイパス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路の美装化や沿道のまち並みの景観形成による観光地としての景観創造と賑わい創出 ・天橋立や周辺への眺望に配慮することを基本にした、道路付属物、道路占用物等の景観配慮 <p>その他の公共施設については、計画や整備の熟度と併せて景観形成に対する貢献度等を勘案して順次定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">基準等の解説</p>
---	---